

議員報酬の見直しに向けたガイドブック

令和7年5月



全国町村議会議長会
National Association of Chairpersons of Town and Village Assemblies

CONTENTS

| | |
|---------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 議員報酬の見直しの検討を始める前に | 2 |
| スケジュール例 | 6 |
| 見直しに向けた手順 | 8 |
| ～議員報酬額の見直し～ | |
| ステップ1 見直しの方向性の検討・検討組織の決定 | 8 |
| ステップ2 議会・議員の活動量調査に向けた準備 | 9 |
| ステップ3 議会・議員の活動量調査の実施 | 10 |
| ステップ4 議員報酬額の算出 | 11 |
| ステップ5 検討組織での方向性の決定 | 12 |
| ステップ6 住民参加による意見交換 | 14 |
| ステップ7 検討組織での方向性の検証・報告書の作成 | 15 |
| ステップ8 検討結果の住民への報告 | 16 |
| ～改正案の審議～ | |
| ステップ9 審議会への諮問 | 17 |
| ステップ10 条例提案者の検討・議決 | 18 |
| ～今後に向けた対応～ | |
| ステップ11 定期的な見直しの実施 | 18 |

はじめに

現在、町村議会が直面している最大の課題は、議員のなり手不足問題です。令和5年4月までの4年間において、全国926町村のうち4分の1を超える254町村が無投票となっており、そのうち31町村が定数割れという極めて厳しい状況にあります。また、次の4年間では、全体の3分の1を超える町村議会議員選挙が無投票になる可能性があるとの指摘もなされています。なり手不足問題は、様々な要因が絡み合っていますが、その大きな要因の一つが低額な議員報酬にあると考えられています。

地方分権改革の進展や各議会における議会改革の取組により、町村議会議員の活動量は増加していますが、議員報酬の水準は30年以上ほぼ変化のないままとなっています。このため、全国町村議会議長会（以下「本会」）では、令和6年7月10日の都道府県会長会において「地方自治における議会の重要性を考えた場合、全国の町村議会が一定水準以上の活動をし、議員報酬の水準を確保していくことが重要である。このため、各町村議会の活動内容を充実し、住民の理解を得て、市議会議員との均衡を踏まえ、町村長の給料月額47%程度を目指すこととする。」とした決議を決定しました。また、同年11月13日の第68回町村議会議長全国大会では、「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望」を決定し、低額な議員報酬の改善に向けた環境整備を図るよう、政府・国会に強く要請を行っています。

議員報酬の額は、条例で定めることとされており（地方自治法第203条）、議会や議員の活動に見合うものであることについて住民の理解と信頼を得ることが前提になります。そこで本会では、議会・議員の活動内容を踏まえた議員報酬の見直しの動きを全国の町村議会に広げていくため、実際に議員報酬を引き上げた町村議会の取組などを参考として、検討に係る期間（スケジュール例）を示した上で、議会・議員活動の範囲の考え方や議員報酬の見直しに係る留意事項などを取りまとめたガイドブックを作成することにしました。

町村議会議員のなり手不足問題は、町村議会のみの問題ではなく、町村、都道府県、国の危機にもつながる重要な問題であり、人口減少・高齢化が進行する地域において、住民の代表としての町村議会の役割と責任はますます高まっています。このことを住民の方々に理解していただき、地域の将来を担う多様な人材が町村議会議員を志すようになるために、このガイドブックを活用いただければと思います。

令和7年5月

全国町村議会議長会

議員報酬の見直しを検討を始める前に

議員報酬の見直しを検討している議会においては、具体的な議論を始める前に「議員報酬の対象となる活動の範囲」について議員間で共通の認識を持つことと、議員報酬を見直すとした場合の「議員報酬の改定時期」についてあらかじめ協議しておくことが重要です。

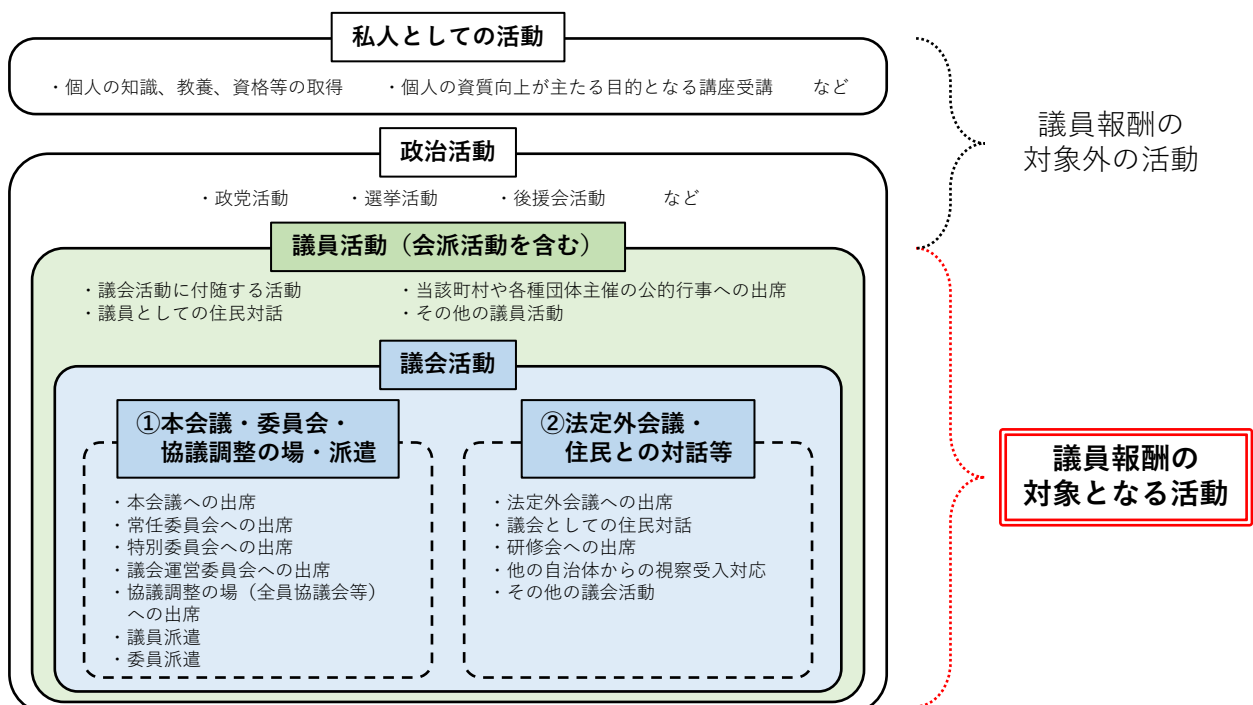
議員報酬の対象となる活動の考え方

議員報酬の対象となる議員の活動範囲は、「議会活動」と「議員活動」に分けられます。

「議会活動」と「議員活動」を分けて整理するのは、住民からは見えづらい議員の活動を可視化して、議員の活動は実際に議会が開かれている間のみではないということを説明するためです。

「議会活動」は、本会議・委員会等への出席、議員・委員派遣などの法律や会議規則、条例などに基づく議会活動と、法定外会議への出席、住民との対話、研修会への出席、他の自治体からの視察受入れ対応などの法定外の議会活動に細分することができます。法令に規定された活動と法定外の活動、いずれの活動であっても議会がその権限を適切に行行使するための活動は、全て「議会活動」と解されます。したがって、議会事務局が把握している開催（実施）日数が議員報酬の対象となる活動になります。

「議員活動」は、議員の政治活動のうち、選挙運動、政党活動、後援会活動等を除いた活動になります。政治活動ではない私人としての活動は当然含まれません。議員活動は、議員一人ひとりの裁量に委ねられる部分が多いことから、議員活動とそうでない活動の境界に曖昧な部分が生じますが、この判断基準として有用なのが、政務活動費を充てることのできる「経費の範囲」の考え方となります。政務活動費は、平成24年の地方自治法改正により、要請・陳情活動、住民の意見聴取、会派の会議にも活用できることになり、この考え方に準拠すれば、議会活動、議員活動（会派活動を含む）、政治活動、私人としての活動は、下図のように分類することができます。



議員報酬の対象となる「議員活動」の具体例

前述したように、議員活動は、議員一人ひとりの裁量に委ねられる部分が多いことから、議員活動とそうでない活動の境界に曖昧な部分が生じます。議員報酬の対象となる「議員活動」の具体的な考え方は、以下のとおりです。

1 議会活動に付随する活動

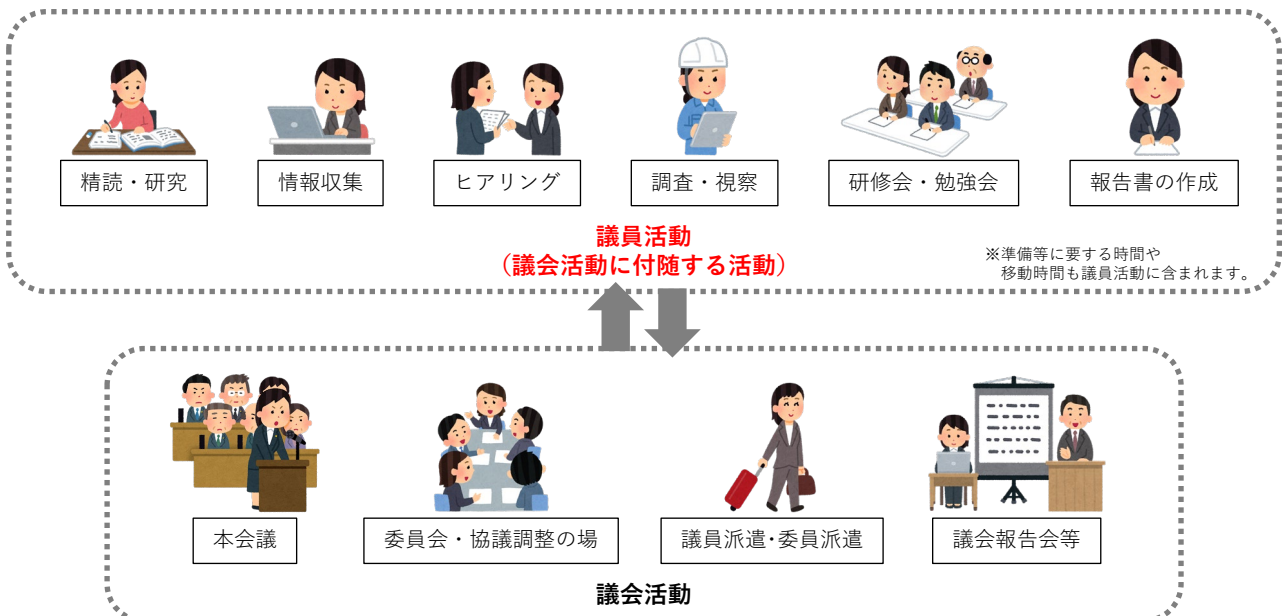
議会活動に付随する「議員活動」について、どのような活動が議員報酬の対象となるのか、ある町の議員Aさんの活動を例にした場合、次のとおりです。

Aさんは、定例会で上程された議案に対する賛否を明確にするため、**議案書を精読**し、添付された膨大な付属資料を**分析・研究**を行いました。その中で、Aさんは公共施設の維持・管理対策に興味を持ち、公共施設の長寿命化計画や関連施策、近隣の町村の状況等の**情報収集**を行いました。その上で、本会議や委員会の審議等に臨み、定例会は終了しました。

定例会後に公共施設の老朽化問題などについて住民から**ヒアリング**を行ったところ、地域の公民館の多くが老朽化していることを知り、実際に町内の公民館を**調査・視察**して、現状の把握を行いました。また、政務活動費を活用して、会派で**勉強会を開催**したり、研修機関などが行う**研修会に参加**したりしました。Aさんはこれらの活動により得た情報やデータを基に、町内の公民館の現状などをまとめた**報告書を作成**しました。

そしてAさんは、次の定例会において、この報告書を提示して、公民館を含めた町内の公共施設の長寿命化対策や計画などについて一般質問を行うに至りました。

下の図は、Aさんの活動を参考にして、本会議や委員会に臨むまでの過程の一連の行為をまとめたものです。これらの活動に要したすべての時間が「議会活動に付随する活動」になると考えられます。これらの活動は本会議、委員会、協議調整の場、議員派遣・委員派遣といった法令で定められた議会活動だけではなく、法定外の会議や議会としての住民対話（議会報告会、住民懇談会等）などの議会活動に係る準備行為にも通じるものといえます。



2 議員としての住民対話

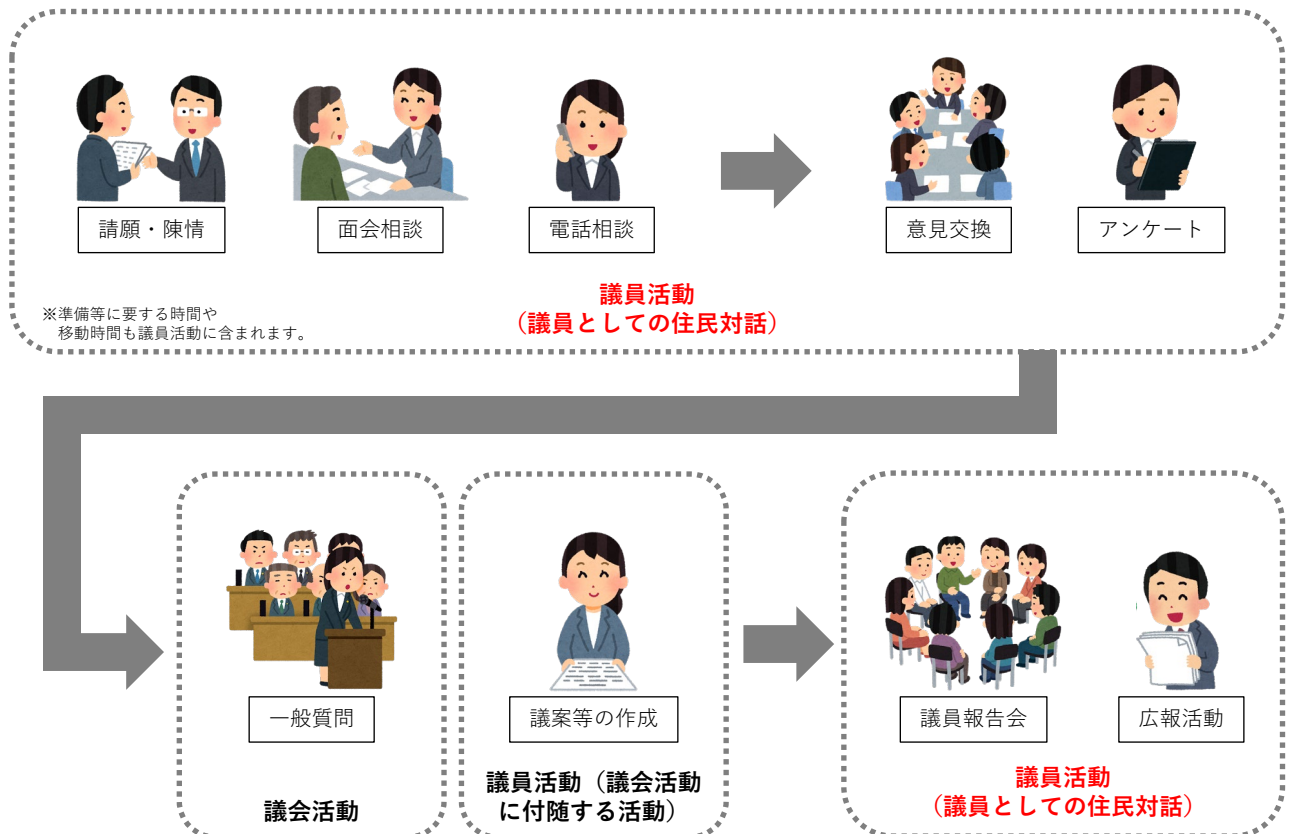
住民に困りごとがあつて、議員を頼る行為としてまず考えられるのが、**請願・陳情**です。請願の紹介議員になったり、陳情書を受け取ったりすることが議員活動であることは明白ですが、住民の相談事は請願・陳情のように形となって表に現れるものばかりではありません。ほとんどの場合は、相談者である住民と相談を受けた議員の当事者同士の間で完結してしまい、他の住民や議員の目に触れることはありませんが、このような「議員としての住民対話」も議員活動と解されます。

このような**相談**は、面会で行われるものだけではなく、**電話やメール・SNS等**で行われるものも含まれます。また、住民からの相談は、人によって多寡や手法の違いがあるため、一人ひとりの議員が、どの程度の住民相談を受けているのかを把握する必要があります。

住民から相談された案件の中に執行部に状況改善や条例改正を求める必要があるものが含まれているようなときは、これらの取扱いについて、**広く住民の声を聴く**、**アンケートを実施**するなどして住民のニーズを調査すること、更には、集積した情報を基に住民や会派や議員仲間と**意見交換**することも議員活動となります。

こうした活動を経て、住民からの相談事が議員提案条例や条例改正に結びついたり、一般質問等によって執行部を質するような活動（議会活動に付随する活動）につながったりします。

また、このような経過をフィードバックするために議員個人や会派単位で**議員報告会を開催**することや、**広報活動（選挙活動を除く）を行う**ことも議員としての住民対話の活動の一環として考えられます。



3 当該町村や各種団体主催の公的行事への出席

議員が来賓として招待を受けた「公的行事への出席」も議員活動として解することができます。自治体主催の行事であれば、起工式、落成式、表彰式、追悼式、二十歳の集い、〇〇祭等が、学校や団体主催の行事であれば、入学式、卒業式、運動会、〇〇会総会、〇〇発表会等が想定されます。ただし、議員派遣や委員派遣で行われるものは「議会活動」に分類されるため、ここには含まれません。

地域によっては、祝辞や挨拶を述べたり、テープカットを行ったりするなどの特別な役割がなくとも、慣例として議員が出席する行事や議員が参列する式典等がありますので、これらへの出席・参列も各議会の判断により議員活動とすることができます。

ただし、行事への出席等が議員の活動として議員報酬の対価となっていることを住民に示すことになるため、議員によってばらつきがないよう議員活動の対象とする公的行事等を明確にしておくことが重要です。

なお、議員が住民のひとりとして、あるいは団体の構成員として行事に出席するような場合（例えば、PTA会長として卒業式に出席する等）は、議員活動にはなりません。出向いた行事の会場などで、住民から「2 議員としての住民対話」に該当するような相談を受けた場合などの時間は、議員活動であると解することもできます。



参列



祝辞・挨拶



テープカット

※準備等に要する時間や移動時間も議員活動に含まれます。

4 その他の議員活動

上記以外の活動であっても政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動を除き、議員活動（会派がある場合は会派としての活動を含む）として各議員が明確に住民に説明できるものは、議員報酬の対象となる活動として差し支えありません。

例えば、議員個人が住民から寄せられた相談や意見を要望書に取りまとめ、国や都道府県、地元選出国會議員に要請活動を行うことも議員活動と考えられます。



要請活動

※準備等に要する時間や移動時間も議員活動に含まれます。

議員報酬の改定時期

議員報酬は立候補を検討している住民への条件提示となることから、次の選挙（次の選挙までの期間が短い場合は、その次の選挙）に標準を合わせて、議員報酬を改定することが議員のなり手不足対策として有効です。また、議員報酬を増額する場合、町村財政への影響を考慮して、数年にわたって段階的に増額することや、選挙ごとに見直しを行うといったことも考えられます。

スケジュール例

選挙期日等を見据えたスケジュールの作成

- 次期選挙等を見据えて計画的に見直しを進めるため、条例施行日から逆算したスケジュールを作成します。
- 議会・議員の活動量を調査した上で、議員報酬の引上げ幅や今後の議会活動のあり方などを総合的に検討するため、十分な期間を確保します。
- 議員報酬の見直しに当たっては、住民の理解が必要なことから、検討段階から住民に説明するための機会を設けるようにします。
- 議員報酬額は、次の選挙での立候補の検討材料となるため、改正した条例の周知期間を十分に設けるようにします。

Point!

定例会や特別職報酬等審議会（以下「報酬審」）など、決まった時期にしか開催されない会議等がある場合は、それらを考慮して逆算したスケジュールの調整が必要です。

4年間で見直しを行う場合のスケジュール例

| 1年目 | | | | | | | | | | | | 2年目 | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-----|----|----|---------|-----|-----|-----|-----------------|----|-----|----|---------------------|-----|----|----|----------------------|-----|-----|-----|----|----|-----|----|
| 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
| ・見直しの方向性の検討（ステップ1） | | | | （先進地視察） | | | | ・検討組織の決定（ステップ1） | | | | ・活動量調査に向けた準備（ステップ2） | | | | （1年間）活動量調査の実施（ステップ3） | | | | | | | |
| 臨時会 | 定例会 | | | 定例会 | | | 定例会 | | | 定例会 | | | 定例会 | | | 定例会 | | | 定例会 | | | 定例会 | |

見直しに向けた手順 ～議員報酬額の検討～

ステップ1 見直しの方角性の検討・検討組織の決定

- 全員協議会や議会運営委員会等において、議員報酬の見直しや今後の議会活動のあり方等について検討する組織（議会運営委員会や特別委員会等、以下「検討組織」）を決め、検討組織において議員報酬の見直しに向けたスケジュールや方向性を決めます。
- 議員報酬の増額を目指すためには、それに相応しい活動量を確保する必要があります。
また、議員報酬の増額改定に当たっては、予算措置が必要となるので執行部と情報共有するようにします。

Point!

議員報酬の見直しの主たる目的は、「議員のなり手不足対策」であることを踏まえて検討を行います。

町村の議員報酬は低額？

町村議会議員の平均報酬月額は、都道府県議会議員や市議会議員に比べて、非常に低額となっています。また、新規学卒者（大学）の平均賃金よりも低い水準にあります。

内閣総理大臣の諮問機関である第32次地方制度調査会もその答申においても「特に小規模団体においては議員報酬が低水準であることが議員のなり手不足の要因となっているとの指摘がある。」とされています。

平均給料額・報酬額・賃金¹

| | |
|--------------|-----------|
| 都道府県知事 | 1,199.5千円 |
| 都道府県議会議員 | 815.2千円 |
| 市長（政令指定都市除く） | 877.6千円 |
| 市議会議員（ 〃 ） | 409.1千円 |
| 町村長 | 738.1千円 |
| 町村議会議員 | 219.7千円 |
| 一般労働者 | 330.4千円 |
| 新規学卒者（大学） | 248.3千円 |

検討組織は？

議員報酬の見直しについて検討済の議会は95団体（10.3%）、検討中の議会は149団体（16.1%）、検討していない議会は682団体（73.7%）となっています²。

また、実際に議員報酬の見直しを行った又は行っている議会においては、以下の組織を検討組織としています²。

| |
|---------------------|
| 常任委員会（4団体、1.6%） |
| 議会運営委員会（39団体、16.0%） |
| 特別委員会（131団体、53.7%） |
| 協議・調整の場（61団体、25.0%） |
| 法定外の協議会（8団体、3.3%） |
| その他（26団体、10.7%） |

※複数回答

ステップ2 議会・議員の活動量調査に向けた準備

- 議会・議員の活動量調査において、議員報酬の対象となる「議会活動」及び「議員活動」の範囲を決めます。
- ステップ1で定めたスケジュールに基づき、活動量調査の対象とする期間を決めます。
- 活動量調査は、活動量の公表を目的に行うものではなく、あくまでも議員報酬の見直しの基礎データを得ることを前提として、具体的な調査方法を決めます。
 - ※ 自己申告に基づく調査を原則とし、個人名を特定しない方法を用いるなど多くの議員に協力してもらえる工夫が必要です。

Point!

調査の対象とする議員活動の範囲の決定に当たっては、各議員から普段の活動内容（式典や行事を含む）を具体的に聞き取った上で検討します。

対象とする活動と対象としない活動を明確にしておかないと、後に行う各議員の活動日数調査のときにばらつきが生じやすくなります。

どの活動を対象に？

議員活動をどこまで議員報酬の対象とするかは、その活動内容に応じて慎重に検討します。

全国で统一的に線引きをするのは難しいため、どの活動を対象とするかは、各議会において判断するものとなります。

本会が示す報告書や本ガイドブックなどにおいて、対象となる議員活動、対象とすべきではない議員活動の考え方を示していますので、参考にしてください。

対象とする期間・議員は？

調査対象とする活動期間をどのくらい設けるか、どのくらいの数の議員を対象とするかによって正確性が左右されます。

全議員を対象に1年間の活動期間を調査することが望ましいですが、議員個人への負担等を考慮して決定します。

議員間の個人差や時期の違いによる誤差が生じることを考慮した上で、議長・副議長を除く議員を対象にしたり、調査期間を半年間にするなどの方法も考えられます。

ステップ3 議会・議員の活動量調査の実施

- 議会活動は「本会議・委員会・協議調整の場・派遣」等の法令に基づく活動と「法定外会議・住民との対話等」等の事実上の議会活動を合計した日数を算出します。
 - ※ 議会活動は、議員に調査せず議会事務局で把握している記録等から算出します。
- 議員活動は、ステップ2で準備・調整した内容に基づいて、個々の議員を対象に活動量調査を行い、そのデータを基に1年間当たりの活動日数を算出します。
 - そして、調査を行った議員の活動日数の平均値を議員1人当たりの議員活動日数として算出します。
 - ※ 1日8時間として計算し、活動量調査の対象期間が1年に満たない場合は1年に換算して算出します。
- 議会活動と議員活動のそれぞれの活動内の項目間だけではなく、議会活動と議員活動における活動日数（時間）が重複しないよう注意します。

Point!

議会活動を行った日は、既に1日として積算しているため、議会活動を行った日の議員活動は算出の対象とはなりません。

議会活動日数の算出方法は？

議会活動と解される「本会議・委員会・協議調整の場・派遣」等の活動、「法定外会議・住民との対話等」の活動に含まれる活動日数は、議会事務局で算出することができます。

これらの活動は、活動した時間の長さにかかわらず活動した日を1日としてカウントします。また、同じ日に本会議と委員会を開催したような場合や、複数の委員会を開催した場合は、重複カウントせず1日として算出します。

【算出例】

本会議：6日間（2/16,22,26,27,28,29）

A委員会：4日間（2/16,20,21,29）

➤ 6日 + 4日 - 2日 = 8日

※それぞれの活動日を足した上で、重複する日数を減じます。

ばらつきが大きいときは？

議員活動の日数が極端に多い議員や極端に少ない議員がいる場合、算術平均によると極端な値の影響で、当該議会の多数を占める議員の活動日数から乖離した結果が導かれてしまいます。このような場合は、より実態に近い値を得る方法として、トリム平均により平均活動日数を算出することが考えられます。

トリム平均とは、昇順又は降順に並べたデータの上位と下位から一定の個数又は割合で値を除外し、残ったデータで平均を求める方法です。例えば、極端に活動日数の多い議員がいる場合、活動日数の一番多い議員と一番少ない議員の値を1つずつ除外し、残った議員の値で平均活動日数を算出します。

ただし、外れ値のみを除外すればよいのではなく、外れ値の対にある値も同じだけ除外する必要があることに注意が必要です。

ステップ4 議員報酬額の算出

- 首長の職務遂行日数（活動量）を分母に、ステップ3で算出した議会・議員の活動日数を分子にして活動量の割合を定め、これに首長の給料月額を乗じて、活動量に応じた議員報酬月額（以下「算出報酬額」）を算出します。
- 首長の年間職務遂行日数は、モデル日数の305日を使用することを基本としますが、実際の首長の職務遂行日数が305日未満であるときは、実際の職務遂行日数により計算します。
- 首長が政治的な理由等で一定期間給料を減額している場合は、減額条例施行前の給料額を算出根拠とします。

【算定式】³

$$\frac{\text{議会・議員の活動日数}^{\ast} \text{ [日]}}{\text{首長の職務遂行日数 [モデル：305日]}} \times \text{首長の給料 [円]} = \text{議員報酬額 [円]}$$

※議会・議員の活動日数（①+②+③）

議会活動

①本会議・委員会・協議調整の場・派遣 [日]

②法定外会議・住民との対話等 [日]

議員活動

③日常の議員活動 [日]

議員報酬の算出方法は？

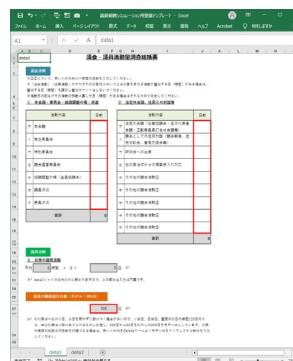
議員報酬額の算出は、上に示す式により求めることができます。

また、議長会プレミアム（会員専用ページ）にある「議員報酬シミュレーション」を活用して算出することができます。

システムの操作は、右に示す手順により行います。（詳細は、ウェブサイトに掲載されている操作マニュアルを御覧ください。）

①「議員報酬シミュレーション用登録テンプレート.xlsx」をダウンロード

②Excelファイルに必要事項を入力



③Excelファイルをシステムにアップロード

④シミュレーション実行



ステップ5 検討組織での方向性の決定

- ステップ4の算出報酬額に応じて、今後の方向性を決めます。
 - ※ 算出報酬額を基準に財政状況などを踏まえた具体性のある議員報酬額（以下「改定報酬額」）を検討する「改革先行型」と、算出報酬額にこれから取り組む議会・議員活動に係る対価を加味した議員報酬額（以下「目標報酬額」）を設定する「改革意欲型」の2つの考え方があります。

- 算出報酬額を基準に改定報酬額を検討する場合〈改革先行型〉

議会改革がある程度進んでいる議会では、議会・議員活動が豊富化されていることから、算出報酬額が現状の議員報酬額よりも多くなると考えられます。すなわち、現状の議員報酬額が議会・議員活動（活動量）の対価として不十分であると考えられることから、議員報酬の増額改定に向けた検討を進めます。

この場合、算出報酬額を基準として、財政状況や報酬の引上げ幅などを考慮して、改定報酬額を議論します。

併せて、条例改正時期や住民との意見交換の方法等についても決めていきます。

➤ ステップ6へ

- 目標報酬額を設定して改定報酬額を検討する場合〈改革意欲型〉

現状の議員報酬額が著しく低額な議会では、議員以外の職業との兼ね合い等の理由から議会・議員活動を増やしたくても増やせない実情があると考えられます。このような議会では、算出報酬額にこれから取り組む議会・議員活動（活動量）の対価を加味した議員報酬額を設定して検討を進めていくことが考えられます。

この場合、住民に対し目標報酬額の算出根拠だけではなく、今後の議会・議員活動のあるべき姿を明示して、議員報酬の増額についての理解を得る必要があるため、議会内で、議会・議員活動の豊富化等に向けた取組についても併せて検討します。

併せて、条例改正時期や住民との意見交換の方法等についても決めていきます。

➤ 次ページへ



〈改革意欲型〉として議員報酬の見直しを行う場合の手順

手順①

目標報酬額を設定し、その金額から必要となる議会・議員の活動日数を算出し、ステップ3で調査した現状の議会・議員の活動日数との差を算出します。

手順②

議会・議員活動の豊富化のために、新たに取り組む議会・議員活動を検討し、その活動により増加する日数（見込み）を積算します。

手順③

現状の議会・議員活動の日数に、手順②で積算した日数を加えた活動日数（実績+見込み）を目標とする議会・議員活動日数と設定し、ステップ4から、再度議員報酬の見直しに向けた手続を進めます。

Point!

改革意欲型では、新たに取り組む活動を期待値として加味した上で、議員報酬の増額を検討することから、これからの議会・議員活動のあるべき姿を住民に公表し、実践することが重要です。

議員報酬額と活動日数の関係

議員報酬額と議会・議員活動日数の関係は、下図のとおり表すことができます。

例えば、現状として議員報酬25万円、活動日数90日の議会の場合、25万円の議員報酬に求められる活動日数は103日となるため、まずは活動日数を13日以上増やさなければ、そもそも議員報酬を増額することはできません。

現状と目標をプロットして、視覚的に把握することも有用です。

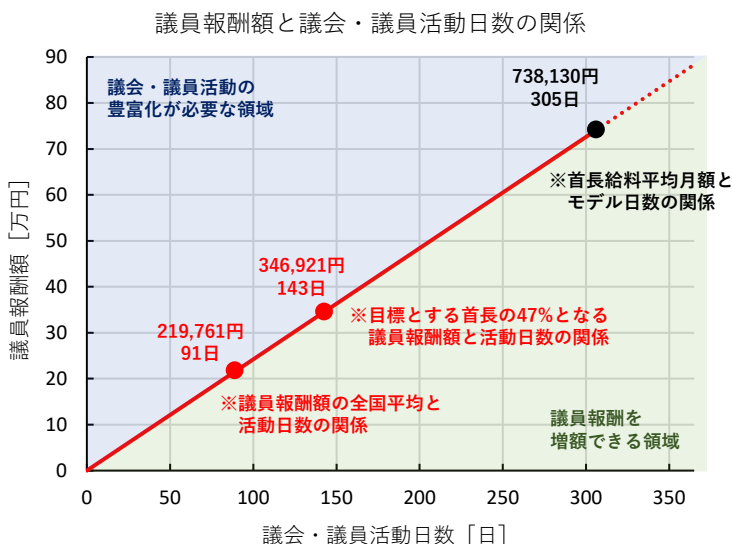
活動の豊富化のための考え方

議会活動・議員活動を豊富化するには、本会が発行している事例集などにより、他の議会の取組を参考として、自らの議会の活動に落とし込むことが有効です。

特に、議会活動と議員活動は連動することから、まずは議会活動を豊富化することにより、その議会活動に付随する議員活動もおのずと増加する傾向にあります。

議会活動を豊富化できない場合でも、議会としての活動を会派単位や議員個人として行うことにより、活動量を補完することができます。

例えば、議会報告会や議会懇談会を議会として行うことが難しいようであれば、会派や個人で開催することも考えられます。



ステップ6 住民参加による意見交換

- ステップ5で決めた住民との意見交換の方法（参考人、住民懇談会など）により、議員報酬の増額に対して住民と意見交換を行い、意見を聴き取ります。
- お手盛りとの批判を受けないよう、議員報酬の見直しに至った経緯、議員報酬の算定方法、活動日数の内訳や具体的な活動内容などについて、丁寧に説明します。
- 複数の方法により意見交換や意見聴取を行ったり、開催日を複数設けたりするなど、より多くの住民が参加できるように努めます。

Point!

議員報酬の増額には、住民の理解が何より重要です。

多くの住民の理解が得られるよう、具体的な説明に向けて綿密に準備します。

検討過程での住民参加は必須

ステップ8の最終的な検討結果を住民に報告する段階で住民感情との乖離が生じないように、検討段階から住民に参加してもらった上で意見交換を行います。必要に応じて、お互いに歩み寄る方法を検討します。

実際に検討過程で住民参加を行った又は行っている議会（72団体）においては、以下の方法により住民報告をしています²。

- 参考人（5団体、6.9%）
- 議会設置の第三者機関（2団体、2.8%）
- 住民懇談会（37団体、51.4%）
- 議会報告会（21団体、29.2%）
- 住民アンケート（31団体、43.1%）
- パブリックコメント（3団体、4.2%）
- 議会モニター・アドバイザー（9団体、12.5%）
- 有識者等からの意見聴取（12団体、16.7%）
- その他（14団体、19.4%）

※複数回答

意見交換の進め方は？

意見交換に参加する多くの住民には、町村議会議員のなり手不足が深刻化していること、町村議会の議員報酬が著しく低額なことが理解されていない場合が考えられます。

したがって、地方議会の責務や役割、地方議会議員の職務について理解してもらった上で、多くの議会において30年以上にわたり議員報酬の水準が変わっていないこと、議員のなり手不足対策の一環として議員報酬を適正な額に改正する必要があることなどを丁寧に説明します。

そして、ステップ3からステップ5で作成した資料等を提示して、議会が定めた方向性について意見交換を行います。

議会活動はホームページや議会広報などで一般に公開された活動が主となりますが、議員活動は、住民から見えない活動も含まれています。したがって、議会が開かれているとき以外でも議員はそれぞれの裁量によって様々な活動をしていることを住民に理解してもらうことが重要です。

ステップ7 検討組織での方向性の検証・報告書の作成

- 住民参加による意見交換の結果を取りまとめ、今後の方向性について検証し、報告書を作成します。
- 改定報酬額に対し、賛成が多数を占めたり、一定の理解が示されたりした場合は、改定報酬額を基にこれまでの経緯や経過などを含めた報告書を取りまとめ、条例改正に向けた手続を進めます。
 - ステップ8へ
- 改定報酬額に対し、反対が多数を占めたり、難色を示されたりした場合は、その原因・要因を分析し、理解が得られる方策を検討します。
 - ステップ5に戻り、方向性を再度検討します。

役職者の報酬額の考え方

議長、副議長、委員長等の役職者については、一般議員の議員報酬に加え、役職加算がされているのが一般的です。

議員報酬の見直しを行うに当たっては、役職加算部分についても検討する必要があり、本会では次の2つの方法を想定しています。

1つ目は、役職者に対し、その職責を担うことによって生じる議会・議員活動量の調査を行い、その対価としての報酬額を加算する手法です。

2つ目は、役職者の現行の活動内容を踏まえつつ、それらの活動量の予測値に基づき加算率を算出する方法です。

役職者の報酬額の見直し当たっては、どちらの手法を採用してもよいですが、議会・議員の活動量の増加とともに、リーダーシップを担う役職者の役割も多くなることを認識した上で、住民の理解が得られるような方法により算定することが求められます。

適正化に向けた弾力的運用

現状の議員報酬額と改定報酬額に大幅な乖離がある場合、財政状況や住民感情などにより、議員報酬を一度に増額することを躊躇することも考えられます。

そのような場合は、算出した議員報酬額を適正額としてとらえ、算定根拠を住民にしっかりと示して議論し決定します。その上で、引き続き議会改革に取り組みながら、段階的な条例適用により増額を行うなど、議員報酬の引上げの完結時期を調整することも考えられます。

具体的には、現状の議員報酬額に比べて改定報酬額が10万円高い場合、2年ごとに5万円を引き上げ、4年後に10万円の増額に達することなどが考えられます。

ステップ8 検討結果の住民への報告

- 検討組織で決定した検討結果を住民へ報告します。
- 住民が知らない間に議員報酬の見直しが行われていたとの批判を受けないよう、なるべく多くの住民が知ることができる方法により検討結果を周知します。

Point!

ステップ6での住民参加による意見交換は、議会に関心がある住民が参加していることが多い一方、この項目での住民への検討結果の報告は、議会に関心がない住民に対しても周知する必要があるため、その方法の選択には注意します。

住民への報告方法は？

実際に議員報酬の見直しを行った又は行っている議会のうち、検討結果を住民に報告している議会（53団体）においては、以下の方法により検討結果を住民に報告しています²。

- ホームページ（20団体、37.7%）
- 議会広報紙（49団体、92.5%）
- 住民懇談会（6団体、11.3%）
- 議会報告会（4団体、7.5%）
- CATV（4団体、7.5%）
- インターネット配信（3団体、5.7%）
- その他（4団体、7.5%）

報酬と定数は別の論理

議員報酬は議員としての活動の対価として適正な金額を定めるべきものであり、議員定数は当該議会の意思決定など議会の役割を果たす上で必要な人数を定めるべきものです。

つまり、議員報酬と議員定数はそれぞれ別の論理で議論すべき問題であり、議員報酬を増額するための財源を確保するために議員定数を削減することは理にかなっていません。

町村の財政状況を考慮して、議員報酬を増額する代わりに議員定数を削減することは、住民の理解を得るのに効果的かもしれませんが、長期的な視点に立った場合には、地域にとって必ずしも良い結果になるとは限りません。

議員定数は、一度削減したら増加することは不可能に近いことを踏まえ、慎重に議論すべきです。

～改正案の審議～

ステップ9 審議会への諮問

- 議員報酬の増額について、報酬審に諮問するよう首長に依頼します⁴。
 - ※ 首長が報酬審に諮問しない場合や、そもそも報酬審を設置しない場合は、議会において類似の審議会を設置して諮問することも検討します⁵。
- 報酬審の委員の委嘱は首長の専権事項ですが、報酬審では議会に関することも審議することから、委員が議会に無関心な人物などに偏らないよう注視する必要があります。
- 報酬審の場において、議員報酬の増額に対する議会の考え方（議員報酬の見直しに至るまでの経緯や改定報酬額の根拠など）を委員に説明する機会を設けるよう首長に求めます。

Point!

報酬審の答申において議員報酬の増額幅が縮小された議会の共通点として、報酬審の場で議会からの説明の場が設けられていなかったことが挙げられます。

ステップ6・8と同じように、報酬審の委員に対し、議員報酬の見直しに至るまでの経緯、改定報酬額算出の考え方、活動日数の内訳や具体的な活動内容などについて、丁寧な説明を行う機会が設けられるよう調整します。

報酬審での意見陳述

議員報酬の見直しに当たり、報酬審に諮問した議会（150団体）のうち、報酬審と議会側から意見陳述を行った議会は25団体（16.7%）で、行っていない議会は125団体（83.3%）となっています²。

報酬額算出の考え方、議員活動日数の算出方法などは、一般的に周知されたものではなく議会独自の考え方であることから、議会側から意見陳述の場が設けられるよう努める必要があります。

特に、議員活動日数の算出は、議員個人により行うものであるため、より丁寧な説明が求められます。

報酬審の定期的な開催

町村においては、報酬審を定期的で開催してなかったり、報酬審そのものを設置してなかったりする場合があります。

議員報酬の見直しには、報酬審への諮問が求められることなどを踏まえ、定期的な報酬審を開催することや、報酬審が設置されていない場合には、設置することを首長に求めることが考えられます。

ステップ10 条例提案者の検討・議決

- 報酬審へ諮問して答申を受けた場合の改正条例は、原則、首長提出議案となります⁶。
- 周知期間などを逆算し、適切な時期に改正条例を議決できるよう首長と調整します。

Point!

議員報酬額は、次の選挙での立候補の検討材料となる場合があるため、基本的に条例施行後の周知期間は1年程度設けます。

～今後に向けた対応～

ステップ11 定期的な見直しの実施

- 議員報酬の見直しは一度行ったら終わりではなく、定期的な見直しが必要です。
今回の議員報酬の見直しで得た知見や反省を引き継ぐためにも、改選ごとの4年など、ある程度の目安を決めて見直しを行うことが望ましいです。
- 今回の議員報酬の見直しから、自分たちの議会活動・議員活動の振り返りを行い、次回の議員報酬の見直しに向けて、更によりよい議会となるための機会とします。

Point!

ステップ1からステップ10のサイクルを一定期間で回していくことが重要です。

一度で終わらせないことの重要性

行政職員の給与は、社会経済状況等を踏まえて出される人事院勧告などを踏まえ、毎年、見直しが行われています。

一方、議員報酬は、条例を改正しなければ改定されることはありません。

言い換えれば、議員が行動を起こさなければ、良くも悪くも現状維持されることになります。

議員報酬算出のための素材となった数値（議会・議員の活動量、首長の給料月額等）は、常に一定ではなく、変動するものです。

議会・議員活動を豊富化すれば活動日数が増え、議員報酬を上げる余地がでてきますし、議会・議員活動を怠れば活動日数が減り、議員報酬の減額を検討しなければならない事態となります。

議員報酬の見直しは、一度行ったら終わりではありません。

常に自分たちの議会・議員活動を振り返り、これから議員を志す次の世代にとって魅力ある議会となるためにも、定期的な見直しが求められます。

脚注・参考資料

- 1 令和5年度地方公務員給与実態調査結果（総務省）
第70回町村議会実態調査結果の概要（全国町村議会議長会）
令和6年賃金構造基本統計調査の概況（厚生労働省）
- 2 議員報酬に関するアンケート調査結果
調査対象団体：926町村議会
調査対象期間：令和5年4月2日～令和6年7月1日
- 3 「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き」（以下「報告書」）において、原価方式の算定モデル（令和4年モデル）が示されています。（報告書P27）
- 4 特別職の報酬等については、自治省（現：総務省）の通知により、報酬審を設置し、意見を聞くことが求められています。

特別職の報酬等について（昭和39年5月28日自治給第208号自治事務次官通知）（抄）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならない措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第138条の4第3項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

（別紙）

〇〇県（都道府）特別職報酬等審議会条例準則（省略）

- 5 報告書（P32～35）において、報酬審が設置されなかったり、報酬審の審議に付されない場合は、議会として報酬審の類似組織を設置して審議することが示唆されています。
- 6 報酬審が設置されなかったり、報酬審の審議に付されずに議会として報酬審の類似組織を設置して答申を受けた場合には、議会（議員又は委員会）から改正条例の議案を提出することとなります。